

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日在日には
が休日とある。
(当たる翌日)

「省令」といふ。) の定めるところに基いて、市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 市町村民税所得割に係る基準税額は、当該市町村につき、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A + B - C) \times (0.7 + 0.3 \times D \times 0.8782)\} \times 0.735 \times 0.9909606$$

算式の符号

A 課税標準の段階ごとの所得税有資格者数に別表第1(1)に定める単位額を乗じて得た額の合算額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)。この場合において、所得税有資格者数は、市町村税課税状況調 (昭和42年6月27日付受地第623号各市町村長あて総務部長照会をいう。以下同じ。) による市町村民税所得割の納税義務者数のうち有資格者数とする。

B 所得税失格者数に957円を乗じて得た額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)。この場合において、所得税失格者数は、種地ごとの所得税有資格者数 (Aにおいて用いる所得税有資格者数をいう。) に別表第1(2)に定める率を乗じて得た数 (整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) とする。

昭和四十四年三月十八日

鳥取県知事 石破 一朗

鳥取県規則第六号

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付

税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令 (昭和三十七年自治省令第十七号。以下

C 次の(i)及び(ii)の額の合算額

昭和44年3月18日 火曜日

月1日から昭和42年3月1日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和42年5月31日以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和42年4月1日から昭和42年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和42年12月1日から昭和43年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係るAの額を控除した額との合算額

a' 事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し、昭和41年4月1日以後に終了した法人にあつては、0.06675、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し、昭和41年12月31日前に終了した法人及び昭和41年1月1日以後に開始し、昭和41年4月1日前に終了した法人にあつては0.0630

ロ ハの法人以外の法人（云ト本條と異て「ハの他の法人」ハシハシ）に係る

足跡が記載つたものに換へば、次の算定式によつて算定した額

算式

$$(F \times 0.06675 \times 1.000000 + G \times 0.06675 \times 0.999459 + H \times \beta \times 1.02485) - I$$

算式の符号

F 昭和42年2月1日から昭和42年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和43年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

G 前号の算式の符号中Aに同じ。

H 前号の算式の符号中Cに同じ。

β 事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し、昭和41年4月1日以後に終了した法人にあつては0.06675、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し、昭和41年12月31日前に終了した法人及び

終了した法人で、昭和42年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和42年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

11 昭和41年11月度に係る課税標準の額の増大算定額又は減少算定額 次のハ及ウロに定めるものと同様に算定した額の合算額とする。
ハ 在庫未払法人に係る
カ 本事が調査つたものと算定され、地方税法第111条の111及ウ銀川田111条の111条の111の規定の範囲内に在庫法人に係る計算式による算定した額

E 昭和29年4月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が

終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和43年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

昭和41年1月1日以後に開始し、昭和41年4月1日前に終了した法人にあつては0.0630

I 昭和42年度普通交付税の再算定の基礎となつた分割法人に係る基準税額

ロ ゼの他の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

$$(J \times 0.06675 \times 1.003578 + K \times 0.0630 \times 1.00235) - L$$

算式の符号

J 前号の算式の符号中Dに同じ。

L 昭和42年度普通交付税の再算定の基礎となつたその他の法人に係る基準税額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第四条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準

税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、当該市町村の区域内に所在する土地の地目ごとの昭和四十三年度分の固定資産税の課税標準額（地方税法第三百四十九条並びに同法附則第三十項及び第三十一項の規定により昭和四十三年度分の固定資産税が課される場合における土地の課税標準額をいう。）

で知事が調査した額に○・○一〇二九を乗じて得た額とする。

3 家屋に係る基準税額は、知事が定めた当該市町村の家屋の平均価格に当該市町村の家屋の床面積（知事が調査した昭和四十三年度分の家屋の平均価格算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地法税

法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。）を乗じて得た額（新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋で地方税法第三百四十九条の三第一項の規定に該当するもののうち、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の二を、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の一を乗じて得た額を、日本放送協会に係る家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ控除するものとする。）に○・○一〇二九を乗じて得た額から地方税法附則第六十五項及び第六十六項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として知事が調査した額に○・七五を乗じて得た額を控除した額とする。

4 傷却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号によつて算定される傷却資産以外の傷却資産で市町村長が評価すべきものについては、省令第三十二条第四項第一号(イ)により自治大臣から通知のあつた額（以下「通知額」という。）に基づき、次のイ及びロによつて算定した額の合算額

イ 通知額の十分の七の額を、当該市町村における事業所統計調査規則によつて調査され、昭和四十一年事業所統計調査結果報告の基礎となつた省令別表第十五(1)に掲げる産業分類ごとの従業者数（国、県、市町村、これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方

税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に係る従業者数（当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従業者数を除く。）、同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産に係る従業者数及び以上の中の「三千万円以上の償却資産」（以下「三千万円以上の償却資産」という。）を有する事業所の従業者数並びにその従業者が十人未満である事業所の従業者数を除く。以下同じ。）にそれぞれ省令別表第十五(1)に定める補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に一、〇二九・〇一二七円を乗じて得た額である。
 □ 通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和四十三年度における償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの、同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価し、配分した額、省令第三十二条第四項第一号□の船舶に係る額及び三千万円以上の償却資産に係る額を除く。）に〇・〇〇一五一四九三を乗じて得た額である。
 二 当該市町村について省令第三十二条第四項第一号□、□、□及び□の方法によつて算定した額
 （木材引取税の基準税額の算定方法）
 第五条 木材引取税の基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和四十一年度、昭和四十一年度及び昭和四十二年度の樹種別素材生産量の合計数

を三で除して得た数に別表第2に定める率を乗じて得た数を樹種別素材生産推定量とし、これにそれぞれ省令別表第十八(1)に定める素材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇・〇一三七を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の普通交付税の算定について適用する。

（市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の廃止）
 2 市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十四号）は、廃止する。

別表第1 市町村民税所得割に係る表

(1) 課税標準の段階別有資格者数に乘ずる単位額

課税標準額の段階	単位額
15万円以下のもの	466円
15万円を超え40万円以下のもの	5,097円
40万円を超え70万円以下のもの	16,617円
70万円を超えるもの	34,191円

100万円をこえ150万円以下のもの	61,555
150万円をこえ250万円以下のもの	120,531
250万円をこえ400万円以下のもの	245,290
400万円をこえ600万円以下のもの	488,395
600万円をこえ1,000万円以下のもの	857,756
1,000万円をこえ2,000万円以下のもの	1,716,761
2,000万円をこえ3,000万円以下のもの	3,528,545
3,000万円をこえ5,000万円以下のもの	5,936,361
5,000万円をこえるもの	15,443,403

(2) 種地別有資格者数に乘ずる率

種地	率	種地	率
10	0.276	5	0.686
9	0.322	4	0.823
8	0.386	3	0.978
7	0.468	2	1.151
6	0.568	1	1.342

(3) 山林所得に係る課税標準額がある納稅義務者の課税標準額の段階

との数に乘ずる単位額

課税標準額の段階	単位額
15万円以下もの	1.361
40万円をこえ70万円以下のもの	5.646

別表第2 樹種別素材生産推定量の算定に用いる率の表

樹種	別	率
針葉樹	ひのき	3.23269
まつ	杭木用材及びペルプ用材として使用されたもの	0.88326
その他	その他のもの	1.35990
広葉樹	な	0.43274
その他	杭木用材及びペルプ用材として使用されたもの	0.42666
広葉樹	その他のもの	1.01952
その他	杭木用材及びペルプ用材として使用されたもの	1.91992